

「高野合戦」攷

——鎌倉末期政治史の一齣—— (二)

山陰 加春夫

4

第二に真国莊。

永仁二(一二九四)年七月二十五日の「金剛峯寺諸衆置文案」⁽⁴⁵⁾によれば、石走莊莊官(〓石走村公文)志賀野入道信正は、同年六月に神野市場において「諸衆御使」たる天野社長床衆に狼藉を働き、その罪科によつて翌月の七月に諸衆・長床衆双方から同莊莊官職を改易されていることが知られる。石走莊とは、真国莊内の石走村一村の別称で、正嘉弘長(一二五七―六四)年間以後、当村一村だけを限つて、實際上の本家を金剛峯寺諸衆(〓衆徒正員。広義の学侶。学衆と非学衆とを含む)、領家を天野社長床衆(〓長床山臥等)とした莊園(村落)である。⁽⁴⁶⁾ちなみに、真国莊内の他の二村——真国村と志賀野村——は、おそらくは承久三―嘉祿三(一二二二―二七)年以降、事実上、金剛峯寺諸衆の一円支配下にあつたと推定される。⁽⁴⁷⁾

つぎに、正安二(一二三〇)年八月日の「金剛峯寺諸衆置文案」⁽⁴⁸⁾によれば、同月、同寺諸衆一同は、永仁二年の「置文」に記された信正の罪科の内容をもう一度確認したうえで、

(前略) 於^(石走莊)彼莊官職者、諸衆・長床衆相共永被改易畢。(中略) 尽未来際不可有改転之由、先年之

1 「高野合戦」攷 (山陰)

置文明白也。今又依諸衆一同御評議、重置文之状、如件、

と重ねて定め置いていることがわかる。

さらに、乾元二（一三〇三）年二月 日の「石走村公文藤原氏女訴状」⁽⁴⁹⁾（以下、史料Ⅰ）には、

右当村者、為真国郷内之間、惣郷公文職之外、全非別符之所帶。然間、惣郷安堵之上者、不可有子細之処、長床衆等、寄事於左右、限当村、不可令還補由申之。且背理致、且違契状。彼契状之起者、（中略）依之、御山被達宿訴、長床知行当村。是併祖父誓心之忠節也。然間、長床及慙之契状、於公文職者、子々孫々不可有相違由申之。此上者、惣郷雖不令安堵、当村者、輒難改補。雖有諸衆、御勘發、長床者、契約不可忘。而寄事於左右、閔申安堵之条、理致不可然。長床申趣者、兩方大衆、霍執之時、日輪寺衆徒向長床、有阿党故也云々。此条以衆徒之阿党、不可懸于氏女。々々全不令存知也。設雖有不忠之子細、蒙諸衆御免、上者、長床独不可有其憤。況氏女不令存知。亡父、又無不忠。乍令安堵惣郷、何不被許一村之還補哉。所詮、且被宥誓心奉公、且任契状之道理、還補不可有相違由、為蒙御成敗、粗勒状、如件、
（傍線Ⅱ引用者、以下同様）

云々とあつて、同月、信正の娘と考えられる藤原氏女が、金剛峯寺諸衆宛に、

(一) 乾元二年二月以前のある時期に、「諸衆御勘發」を受けて、（おそらくは信正が帯していたところの）真国郷（莊）惣郷公文職が改易されたこと、

(二) けれども同年二月までに、「諸衆御免」を蒙つて、（信正の息女たる氏女が「亡父」信正におそらくは成り代わつて）同郷惣郷公文職に還補されたこと、

(三) しかしながら同年二月に至つても、同郷内の石走村一村に限つては、（同村の領家たる）長床衆等が言を左右にして（同村公文職への）還補を認めないこと、

(四) ついては、「祖父誓心」が正嘉弘長年間に「御山」と長床衆とのために尽くした奉公の忠節、ならびに（長床衆が弘長三年に誓心と与えた）丁寧な契状の道理に鑑みて、石走村公文職への「還補不可有相違由」の成敗を蒙りたきこと、

等々のことを訴えていることが知られる。

さて、右の一連の経過を考察するならば、志賀野入道信正は（永仁二年六月に引き起こした前述の事件等⁵¹をおそらくはその契機として）同年七月ごろに金剛峯寺諸衆から（石走村公文職のみならず）真国郷（莊）の惣郷公文職までもが改易されたこと、けれども信正の娘氏女は、正安二年八月以後、乾元二年二月以前のある時期に、「亡父」信正に成り代わって「諸衆御免」を受け、同郷惣郷公文職に還補されたこと、等々のことが推定できるのではないであろうか。

ちなみに、別の史料によって、弘長三（一二六三）年正月当時の真国莊（石走村）公文には信正の父誓心が、文永八（一二七二）年六月十七日当時の同莊（惣郷）公文には信正の兄と考えられる藤原信兼が、弘安六（一二八三）年ごろの同莊（石走村）公文には志賀野次郎（信正）が、⁵²そして正和四（一二三四）年十二月二日当時の同莊（惣郷）公文には信正の息女氏女が、⁵³それぞれ補任されていたことが判明する。

ところで、信正の父誓心は、注（53）所引・「信兼言上状案」に、

件石走村者、真国郷之内也。而去貞心之比歟、号輒淵之堺内、自八幡相語、当国守護代、無故令打取、当村、空送数十年之処、去正嘉年中之比、長床衆等欲経訴訟、可令同心之由、令申聞、亡父誓心令領状、致沙汰之刻、輒淵神人等、伺隙乱入、当村、令刃傷殺害、数輩山臥畢、所殘長床衆引退、真国郷之間、誓心等相具山臥、入部石走村、追出神人、鎮狼藉之条、世以無隱、凡惡党等（＝輒淵神人等）令乱入事、数箇度也。每度令防返之条、豈非誓心忠功哉。床衆争不被存知哉。爰、官寺失為方之余、企謀訴之日、誓心令上洛、還訴、申神人悪行之次第、数箇度。令付六波羅殿御教書於宮寺、剩山臥為神人被殺害之子細、申開之、令執進守護代証状之間、神人等恐自科、止濫訴畢。仍長床知行無相違。是併誓心之忠也、

（パーレン内の注記＝引用者、以下同様）

とあることから察せられるように、⁵⁶西国御家人の一人であった。また、永仁元（一二九三）年八月十二日に六波羅使節に任じられたことが知られる「貴志次郎入道」⁵⁷とは、本項で縷述した志賀野次郎入道信正その人であったと考えられる。

ここで再度、史料Aに戻って、当該「高野合戦」の内実をさらに考察することにした。

第一に注目したのは、史料A・披陳状本文の①の Paragraph に記されている荒川莊公文職、真国莊志賀野村下司・公文職おのおのに関する両記述と、同史料・具書案中の④・④・⑥の Paragraph に載せられている調月莊東・西、三毛莊、荒川莊公文職、真国莊内、それぞれに関する各記載である。

前項3・4で不十分ながら行つた検討を踏まえるならば、右の各記述中にみえる荒川莊公文・三毛莊地頭「三毛六郎入道心浄」は、正応四（一二九一）年九月に源為時II僧法心が断罪を要求した「悪行人」の一人、「紀伊国御家人」⁵⁸「荒川庄沙汰人三毛六郎入道心浄」に、調月莊「下司・公文孫三郎」は、同月に金剛峯寺衆徒が同じく断罪を要請した「悪党」の一人、西国御家人・調月「孫（弥イ）三郎良信」に、そして真国莊志賀野村下司・公文「貴志次郎入道（信正）」は、永仁二（一二九四）年七月に金剛峯寺諸衆・長床衆双方から同莊石走村公文職を改易された西国御家人・「志賀野入道信正」に、それぞれ比定できるのではないであろうか。⁵⁹

また、右の各記載中にみえる「富樫介入道定照」は在京人（簗屋守護人）、他方、「俣野八郎入道（寂一）」・「関藏人（頼成）」兩人は六波羅奉行人であったことが、すでに先学の研究⁶⁰によって明らかである。そして前掲・史料Bによれば、このうちの富樫介入道定照は、永仁四（一二九六）年十月二十六日に鎌倉幕府から「度々召取悪党張本之賞」として、「紀伊国三毛入道心浄・同七郎左衛門尉盛氏跡」を与えられたことが知られる。

さて、以上に述べた二つの私見を主たる論拠とし、前掲・小山説の(三)・(四)に留意し、そして鎌倉幕府法⁶¹・追加法二一〇条の「諸国御家人跡、為領家進止之所々御家人役事。（中略）若又当知行輩、於其咎出来者、以御家人役勤仕之仁、可被改補之由、可被執申候」云々との規定、ならびに笠松宏至氏の「中世では（中略）犯罪人の財産は警察権行使者の所有になるのが通例であった」云々との指摘⁶²などを参照するならば、当該「高野合戦」とは、（前掲・小山説の(二)でも、同・高橋説の(一)でもなく、むしろ）

「志賀野入道信正」が真国莊石走村公文職を改易された永仁二年七月以降、「富樫介入道定照」が「心浄・盛氏跡」を獲得した同四年十月

以前のある時期に、紀伊国西北部で展開された、鎌倉幕府方による広域的な「悪党」(ないしは「悪行人」)追捕行動、をその内実としていた可能性が大きいのではないであろうか。

第二に注視したいのは、史料A・披陳状本文の②のパラグラフに記されている、つぎのような記載である。

加之、寺領庄官可追放之由、就關東御事書、為丹後前司御使、追放之刻、阿豆河庄地頭職、称寺領一円〇^{庄真}
 掠入御使之間、捧代々御下文等、令言上子細之時、就被經注進、為五大院六郎左衛門尉奉行、如永仁六年八月七日、關東御下知者、湯浅金迦羅丸申紀伊国河豆川庄事、如注進状者、帶關東代々御下文所見也、早止追放之儀、可安堵本職云々。

他の史料から、

(一) 阿氏河莊がまだ法的には高野山金剛峯寺領となっていない正応三(一二九〇)年三月二十日、同莊の地頭湯浅淨智は、同寺に対して、早くも「高野山領紀伊国阿豆川庄事、為大師御手印地之上者、於所務者、可停止新儀非法」し、云々と記した「請文」を提出していること。⁶³

(二) しかしながら、遅くとも乾元二(一三〇三)年閏四月までに、両者はすでに険悪な間柄になってしまっていること。⁶⁴が判明すること、および右の②のパラグラフ引用文中に、

(三) 同パラグラフ引用文・傍線部分にみえる事件が、永仁六(一二九八)年八月以前に起こったものであること、

が明記されていること、等々のことを勘案するならば、右の②のパラグラフ引用文・傍線部分に載せられている事件とは、実は当該「高野合戦」のことを指している可能性が大きいように思われる。然りとせば、同「合戦」の内実について、さらにつぎのように述べることができよう。すなわち、

当該「高野合戦」とは、永仁二年七月以降、同四年十月以前のある時期に、「寺領庄官可追放之由」を記した「關東御事書」⁶⁵が六波羅探題に通達され、それを受けた同探題は、丹後前司(六波羅評定衆長井茂重?)⁶⁶、六波羅奉行入俣野八郎入道(寂二)、同奉行人関藏人(頼成)、そして在京人(籌屋守護人)富樫介入道定照らから成る使節を紀伊国小倉・三毛・調月・荒川・真国・阿氏河等の各莊に派

遣し、同地域に巣くう「悪党」（ないしは「悪行人」）たちを次々に「追放」した事件である、
 というように……⁶⁷。

6

さて、前項5での考察が幸いにして認められるとするならば、当該「高野合戦」のヨリ詳細な対象地域は何処何処であったのであろうか。また、それらの地域が対象地域になった所以は那邊にあつたのであろうか。さらに、同「合戦」によって、ヨリ具体的には誰々がどのように断罪された（あるいは、されなかった）のであろうか。以下、さらに推定に推定を重ねることになるが、これらの点についても検討しておくことにしたい。なお、以下の考察に先立って、あらかじめ、とくに留意しておきたいことは、当該「高野合戦」の核心史料たる史料Aに記されているのは、同史料の史料的な性格上、同「合戦」前後の時期の、

(一) 「縁起中心不知行所」(Ⅱ)「御手印縁起四至内の地」のうちで、高野山がいまだかつて知行したことのない諸荘園」の動静と、

(二) 「高野山当知行」(Ⅱ)「同縁起四至内の地」のうちで、同山が今、現実には知行している諸荘園」内に存在する「重代御家人所職」の動向

とにすぎず、したがって、当該時期の、「御手印縁起四至外の地」の動静と、「同縁起四至内の地」の非御家人・凡下の動向については、別途、究明が必要である、ということである。

第一に、当該「高野合戦」のヨリ詳細な対象地域、もしくはそれらの地域が対象地域になった所以について。史料Aに載せられている同「合戦」関係地域は、一応つぎの四つのグループに分けることができる。

- (a) 荒川荘、調月（吉仲）荘、三毛荘。
- (b) 真国荘志賀野村。

- (c) 小倉荘。
(d) 阿氏河荘。

(a) 前項3でも少し触れたように、荒川荘と調月(吉仲)荘とは、正応四(一二九二)年九月に金剛峯寺衆徒が(東寺一長者を通じて)武家に断罪を要請した殿原源為時(≡僧法心)、同智源八義賢、西国御家人調月新三郎良光、同子息孫三郎良信らが居住した(ないしは籠居する)地域、また、同じ荒川荘と三毛荘とは、同年九月に僧法心(≡源為時)が(延暦寺を通じて)公家・武家両家に断罪を要請した西国御家人三毛六郎入道心浄らが所職を有する(ないしは居住する)地域であった。したがって、この(a)グループに属する三つの荘園が当該「高野合戦」の対象地域になった所以は、何よりも正応四年九月以来の金剛峯寺衆徒側、僧法心側双方の訴訟合戦にこそある、ということができよう。然りとせば、注(20)所引・同年九月「金剛峯寺衆徒訴状案」、および注(21)所引・同月「悪党交名注文案」中にみえる金毘羅次郎義方、同親類悪八郎家基両名が居住した(ないしは逃げ籠もる)名手・東荒見・梓田の各荘や、注(29)所引・同月「僧法心訴状并具書案」中にみえる金剛峯寺檢校権律師以下の寺僧が集住する高野山上もまた、同「合戦」の対象地域となった可能性を考えることができよう。

(b) 真国莊志賀野村は、前項4でみた志賀野次郎入道信正の本拠地であったと目される。したがって、同村が当該「高野合戦」の対象地になった理由は、おそらくは、永仁二(一二九四)年七月以後、永仁四(一二九六)年十月以前のある時期に成された、金剛峯寺衆徒側の(信正の断罪を目的とした)訴訟提起にある、ということができよう。

(c) (ア)小倉荘は、注(41)所引・正応四年十二月「僧法心重申状案」に、

心浄之親類并所従等、去弘安之比、於当国小倉庄、就致強盜大犯、被下六波羅殿御教書、御沙汰炳焉之間、雖令逃散、無御免之処、狂又還住于本宅、弥好悪行之上者、云当時大犯狼藉、云先年強盜、争可遁重科哉、と記されている荘園であつて、この引用部分に注目して、使節は「心浄之親類并所従等、去弘安之比、於当国小倉庄、就致強盜大犯」への再「実檢」のために同荘の莊堺まで赴いた、と理解するならば、同荘が当該「高野合戦」の対象地になった所以は、根元的には「弘安之比」の当荘の莊園領主金峯山側の(三毛六郎入道心浄らの断罪を目的とした)訴訟提起に、直接には正応四(一二九二)年九月の僧法心の同目的の訴訟提起に、それぞれある、ということができよう。

また、(イ)史料A・具書案中の④のパラグラフ・「小倉庄東・西」の項の「貴志孫三郎」との人名を注視して、同人を志賀野次郎入道信正の縁者と把握するならば、同荘が同「合戦」の対象地になった理由は、むしろ永仁年間の金剛峯寺衆徒側の（信正らの断罪を目的とした）訴訟提起に求めることができよう。

さらに、(ウ)同「小倉庄東・西」の項の「於貴志孫三郎分者高野合戦御沙汰之刻金峯雖申子細」も、云々との記載を重視するならば、「高野合戦御沙汰之刻」の当荘の荘園領主金峯山側の駆け込み的な訴えの結果、同荘が同「合戦」の対象地として追加された、とも考えることができよう。

右の(ア)～(ウ)のうちのいずれが真実であったのかについては、もとより確かめる術がない。今は、(ウ)の可能性がやや高いのではないかと考えておくことにしたい。

(d) 阿氏河荘が当該「高野合戦」の対象地になった理由は、前注(65)で関説したように、金剛峯寺衆徒側の（阿氏河荘地頭の断罪を目的とした）事前の訴訟提起（ないしは「追放之刻」の使節の「掠入」れ）にある、ということができよう。⁷¹⁾

第二に、当該「高野合戦」によって断罪された（あるいは、されなかった）者たちの内訳、ならびにその具体的な刑罰内容について。

(a) 荒川荘、調月（吉仲）荘、三毛荘、名手荘、高野山上、その他。

(ア) 金剛峯寺衆徒が訴えた「悪党」、ならびに同与力扶持人。

史料A・前掲④のパラグラフ・「調月庄東・西」の項によって、「追放」されたことが判明するのは、前述したように、西国御家人・調月「孫（弥イ）三郎良信」ただ一人である。けれども、正和三（一二二四）年二月二十八日の「金剛峯寺諸衆評定置文」⁷²⁾には、

定置 荒川庄陀羅尼田東山垣内式拾歩事

右、弥四郎入道之没収田東山垣内廿歩者、去弘安年中、遍明院寺務之時、所被寄附于御影堂陀羅尼田也。而先年、三毛入道心浄、為庄官勸賞地之由、雖申之、依為奸訴、被弃置畢。雖然、不悔前非、不憚後惡、彼垣内廿歩者、宛賜於庄官之旨、去年十二月、頻又就訴申、被交合御影堂陀羅尼田支配帳、心浄之謀、訴令露頭之条々内、先被寄進彼地於陀羅尼田事者、弘安八年也。如称支証所進之宛文者、正応四年也。然者、嚴密

被寄附于御影堂陀羅尼田之後、首尾送七ヶ年。争悔還可宛賜於山下庄官哉。是次如心淨申者、彼垣内廿步田者、為庄官勸賞地。而所被籠置御影堂没収田支配帳云、庄官分、東山垣内畠山野等一所。云々。作畠山野書載之外、更廿步田地宛賜之由、所不見也。是次弥四郎入道之妻女跡者、心淨賜之旨就申、被糾明刻、称亀鏡、所備進之宛文、賜妻女跡之由、曾不載。是如此、云々。紀相違、云々。奸謀、為眼前矯飾之上者、云々とあつて、正応四(一二九二)年から二十三年後の正和三年ごろに、(1)「弥四郎入道之没収田東山垣内廿步」、および(2)「弥四郎入道之妻女跡」の帰属が、金剛峯寺諸衆(荒川莊公文)三毛六郎入道心淨間であらためて問題になっていることが知られる。右の史料その他から、三毛六郎入道心淨は、(1)・(2)を(同人の正応四年七月二十六日夜と同年九月八日の二度に互る源為時「召進」行動に対する)「庄官勸賞地」であると主張し、他方、金剛峯寺諸衆は、(1)は(弘安八年の同寺自身の検断の結果、「没収点定」した「殺害人之私領」のうちの)「御影堂陀羅尼田」「寄進」分に他ならないと論断することゝが窺われるのであるが、このように、正和三年ごろに(1)・(2)の帰属が(諸衆―為時・妻女間ではなく)諸衆―心淨間であらためて問題になっていることと自体、とりもなおさず、同時期以前に源為時やその妻女が(その犯した「罪科」をついに許されることなく)荒川莊から姿を消していることを雄弁に物語っているのではないであろうか。そしてその直接の契機が、おそらくは当該「高野合戦」にあつたであろうことをも暗示しているのではないであろうか。右の「評定置文」は、同「合戦」によつて、(西国御家人・調月「孫(弥イ)三郎良信」のみならず)注(21)所引・正応四年九月「悪党交名注文案」、ならびに注(36)所引・同年十一月「下人権八秋広男白状案」等所掲の元荒川莊住人源為時、元名手莊住人金毘羅次郎義方以下の非御家人・凡下たちの多くが「追放」された可能性の高いことを、言外に示唆しているように、筆者には思われるのである。

ただし、注(21)所引・同年九月「悪党交名注文案」中にその名が記されている調月「新三郎良光」については、前項3でも少し触れたように、永仁六(一二九八)年正月ごろ、栗栖莊の「近隣地頭・御家人七人」の一人として、変わることなく(?)活動していることがわかる。もしかすると、同「交名注文案」、ならびに注(36)所引・「白状案」等所載の西国御家人たちのうち、同「合戦」によつて「追放」されたのは調月莊「下司・公文孫三郎」良信ただ一人で、その他の西国御家人は断罪を免れたのかもしれない(むろん真相は不明である)。

(イ) 僧法心(源為時)が訴えた「殺害・放火等悪行人」。

史料A・前掲①・④・⑥のパラグラフ、および史料Bによって、「追放」されたことが確認できるのは、西国御家人「荒川庄沙汰人三毛六郎入道心浄」とその弟「七郎左衛門尉(盛氏)」二名だけである。したがって、注(29)所引・「交名注文案」所掲の荒川庄「下司(平野)寂俊」や「加賀七郎」らが「追放」されたかどうかはわからない。

さて、問題は、同「交名注文案」に載せられている「高野山住侶(≡金剛峯寺衆徒)」十八名が、はたして当該「高野合戦」によって断罪されたかどうかである。以下、この点について、いささか考察しておこう。

同「交名注文案」には、つぎの同寺衆徒十八名の仮名・階位名が掲げられている——仮名等の下に付したカッコのなかは、他の史料から判明する当該衆徒のフル・ネーム(仮名+実名)、住坊、そして荒川庄との関係など——。⁽⁸⁰⁾

- (1) 検校権律師(見蓮房明玄。修禪院)、(2) 対俊、(3) 惣俊(惣俊房長藝)、(4) 尊脱阿闍梨(尊脱房頼成。遍明院)、(5) 専仏阿闍梨(専仏房義満)、(6) 円観阿闍梨(円観房勝深)、(7) 俊良阿闍梨(俊良房寛尊。同人は弘安八年十二月当時の荒川庄預所)、(8) 蓮日阿闍梨(蓮日房長任。蓮乘院)、(9) 想脱(相達房頼審?)、(10) 願俊(実名≡良算、または賢澄。この両人は、ともに正応三年八月当時の荒川庄住人源八義賢の請人)、(11) 長延、(12) 観俊、(13) 賢俊、(14) 修脱、(15) 智性(智性房道藝)、(16) 如俊、(17) 円覚(円覚房長実)、(18) 勝忍(勝忍房教算。御影堂預)。

けれども、彼ら十八名は、当該「高野合戦」によって断罪された形跡はまったくない。たとえば注(80)所引「血脈中院」によって、(8)の蓮日房長任が、……永仁元(一二九三)年十月、同三(一二九五)年四月、正安元(一二九九)年五月、同年七月と、自坊蓮乘院において弟子たちに、変わることなく中院流の伝法灌頂を授けていることが知られるのである。⁽⁸⁹⁾

そもそも、正応四(一二九二)年十月二十三日に、「日吉大行事彼岸所末寺高野寺々僧訴事。綸旨副具書如此。子細見状。念可被弁申之由」を記した注(30)所引・「東寺長者御教書」が、金剛峯寺検校宛に発せられ、これを受けた金剛峯寺衆徒等が、同年十一月に、注(20)所引・「陳状」を公家方に提出してより以降、公家・武家両家から当該「高野山住侶」十八名に対して、何らかの措置が講じられたことを示す明確な徴証が一切ない——わずかに、正応四年(?)十一月に延暦寺内において、「僧法心申金剛峯寺住侶并荒河庄沙汰人等放火・殺害等事。重申状副具書如此候。任道理可有尋御沙汰之由」の衆議がなされていること⁽⁹⁰⁾や、同五年二月に僧法心が、「三毛六郎入道心浄并金剛峯寺僧徒等放火・殺害・追捕条々悪行篇於国難糾明

「子細事」を六波羅探題宛に「注進言上」していること、等々の事実が知られるとはしても――。

永仁二（同四（一二九四）九六）年に立法されたと推定される「関東御事書」には、「寺領・庄官・可追放之由」が載せられていたと考えられること（注（65）参照）や、注（42）所引の「武家検断権は、……本来的に朝廷及び本所の検断権に属する場……には介入し得ず」云々との羽下徳彦氏の指摘などを勘案するならば、当該「高野山住侶」十八名を断罪すべき旨を記した伏見天皇の「違勅綸旨」は、ついに鎌倉幕府方宛に発給されることはなかったのではあるまいか。

(b) 真国莊志賀野村。

前述したように、史料A・前掲①・⑥の Paragraph などによって、西国御家人・「志賀野入道信正」が「追放」されたことが判明する。その他に知られる点はない。

(c) 小倉莊。

(d) 阿氏河莊。

史料A・前掲②の Paragraph、および同④の Paragraph・「小倉庄東・西」の項によって、阿氏河莊の地頭某、ならびに小倉莊の貴志孫三郎は、ともに「帶関東代々御下文所見」なるによって（あるいは「任関東不易御下文等」せて）結局のところ「追放」を免れたことがわかる。けれども、これらの鎌倉幕府（関東）の裁断が、彼らが（史料Aの右の両 Paragraph に記されているとおり）「帶関東代々御下文」びていた故に成されたものであったのか、それとも「所犯之条、……無分明証拠」き（鎌倉幕府法・追加法五三三条の文言のみを借用）がためであったのか、については、必ずしも判然としない。今は、それら両方の理由の故に、と考えるべき。⁹²

以上、本項の第二では、総じて、

- (一) 正応四年九月以来の金剛峯寺衆徒側、僧法心側双方の訴訟合戦は、当該「高野合戦」によって、双方ともに、それぞれかなりの数の「交名人」たちが「追放」される、という結末を迎えたであろうこと、
- (二) その際、西国御家人の一部（？）と非御家人・凡下の多くは「追放」されたが、「高野山住侶」十八名は断罪を免れたとみられること、
- (三) なお、同「合戦」において、「関東不易御下文等」を所持する西国御家人（ないしは地頭・御家人）たちも「追放」対象となったが、彼

らは「帯関東代々御下文」⁸² びていた故に（あるいは「所犯之条、…無分明証拠」⁸³ きがために）結局のところ断罪を免れたこと、
等々のことを推測した。

なお、当該「高野合戦」によつて断罪された者たちの、身分々に応じた具体的な刑罰内容については、十分にはわからない。今は、鎌倉幕府法・追加法五三二―三兩条、同二一〇条・本稿四頁引用部分、同七〇五条等々が参照できるのみ。⁸⁵

7

以上、六項に互つて、鎌倉時代末期に紀伊国西北部地域で起こった「高野合戦」とは、いったいどのような事件であつたか、という一小テーマについて考察した。極めて多くの紙数を費やしながらも、明らかにできた点のあまりに少ないこと、内心恥じ入るばかりである。

ただ、本稿での検討が、その基本部分において当を得ているならば、当該「高野合戦」は、今後の研究上、つぎのような価値を有する事例である、ということができよう。すなわち、

- (一) 同「合戦」は、「連勅繪旨・院宣が成立した」伏見親政期の只中で行われた、鎌倉幕府方による広域的な「悪党」（ないしは「悪行人」）追捕行動であつて、同事件は、かかる公・武連携の「悪党召し取りの構造」が現実、どのように機能したのか、が多少なりとも窺える最初の事例の一つに他ならないこと。
- (二) 同「合戦」は、結末が不明であることの多い各地の「悪党」事件群に比して、その最終的な帰趨を、かなりの程度知りうる、数少ない事例の一つであること。

近年、外岡慎一郎氏の一連の研究によつて、六波羅（両使）制の実態が豊かに解明されつつあることは周知のとおりである。けれども、その「両使」制をさらに補充する役割を担うべく期待された探題被官・在京人らの畿内近国検断活動等については、いまだ十分な法制史的・政治的位置付けが与えられてはいえない。本稿は、その後者の「検断活動」の実態の一端を究明することを目的としたものであ

るが、もとよりその成否は識者の判断に委ねる外はない。

また、本稿・1-6の本文や同・注(71)、(89)等の拙い諸記述からも窺われるように、永仁年間、紀伊国北部の寺院内部や在地社会は、すでに文字通り内乱いりらん前後ともいふべき状況下にあった。同時期、同地域の全階層は、それぞれの思惑もあらわに、おのおののめざすところを実現すべく、いっそう激しく動き始めていたのである。このような地域社会の状況に対して、鎌倉幕府は、如何なる対応を試み、それが如何なる効果を挙げえたか(もしくは挙げえなかつたか)、このことをヨリ「構造的に動態的に解析・総合すること」こそが、当該時期の政治史構築の最重要課題の一つであることは言を俟たない。本稿がそのための一助になることができれば幸いである。

注

- (45) 『高』之四、又統宝三四—三七一。
- (46) 正嘉二年六月 日「天野社長床衆等言上状案(金剛峯寺諸衆宛カ)」「高」之一、宝三八—四四四、弘長三年正月 日「長床衆契状案(實際上の宛所は石走村公文誓心房カ)」「高」之七、又統宝八六一—五八八、年月日未詳(ただし乾元二(一三〇三)年ごろ)「長床衆等陳状案(金剛峯寺諸衆宛カ)」「高」之一、宝三八—四四五)など。
- (47) 承久三年十月二十四日「後高倉上皇院宣(金剛峯寺校覚海宛)」「高」之一、宝二二—二六七、嘉祿三年九月九日「六波羅探題北方・修理権亮北条時氏請文案(執権北条泰時宛カ)」「高」之七、又統宝八七一—一六二二、弘安八年九月 日「金剛峯寺寺領注文写」(「紀伊統風土記」第五輯(卷之四十九)一三〇—一頁所載)、史料A・前掲①・⑥のバラグラフなど。
- なお、真国荘の伝領関係、ならびに同荘内各村の現地比定については、江頭恒治「紀伊国神野・真国荘の研究」(同「高野山領荘園の研究」臨川書店、一九七二年、初版は一九三八年)、服部英雄「未来年号の
- 世界から——日付に矛盾のある文書よりみた荘園の様相——」(「史学雑誌」九二—八、一九八三年)、そして「角川日本地名大辞典 30 和歌山県」「石走村」・「志賀野」・「真国」の各項等をあわせて参照。
- (48) 『高』之一、宝三八—四四六。
- ちなみに、注(45)ならびに本注所引の両「置文案」は、ともに注(46)所引・年月日未詳「長床衆等陳状案」の副進文書と同一内容の「案文」であると考えられる(むろん当該・両「置文案」が、同「陳状案」の副進文書そのものであった可能性もある)。
- (49) 『高』之七、又統宝八七一—一六三三。
- (50) 同契状の「案文」(注(46)所引・弘長三年正月「契状案」)。
- (51) 信正のこのような「不法行為」の背景には、同人の真国荘内における領主制展開の運動があったと推定される。この点については、不十分ながら拙著「中世高野山史の研究」(清文堂出版、一九九七年)第五章二六一—七頁を参照されたい。
- (52) 注(46)所引・同月「契状案」。
- (53) 同日「神野・真国・猿川三箇荘荘官等連署起請文」(『高』之一、宝

三八―四四七)。

なお、信兼・信正間の兄弟関係は、つぎのような事実の存在によって証明される。すなわち、年月日未詳(ただし弘長三(一二六三)年正月以後、弘安六(一二八三)年十二月以前)の「石走村公文藤原信兼言上状案」(『高』之七、又統宝八七一―六一九)、ならびに弘安六年ごろの「(石走村)公文志賀野次郎(信正)申状」(同年十二月二十七日「金剛峯寺諸衆下文案(石走村公文所宛)」(『高』之七、又統宝八六一―五九八所載)に一部引用)において、信兼・信正双方がともに「亡父誓心」と記していること。

ちなみに、注(46)所引の弘長三年正月「契状案」、ならびに本注所引の弘安六年十二月「下文案」は、ともに前掲・史料Iの副進文書と同一内容の「案文」であると考えられる(むろん当該・両案が、同一史料Iの副進文書そのものであった可能性もある)。

(54) 注(53)所引・同年十二月「下文案」。

(55) 同日「真国・猿川・神野三箇荘官運署起請文」(『高』之一、宝三八―四五〇)。

(56) 当該「言上状案」引用文・傍線部分にみえる誓心の、(ア)領家長床衆に成り代つての六波羅探題に対する訴訟の提起、(イ)六波羅御教書の「宮寺」への持参、(ウ)六波羅法廷における「山臥為「神人」被「殺害」之子細」の陳述、(エ)同探題への「守護代証状」の「執進」め、といった一連の行為は、いずれも彼が「幕府法上当事者能力を有する」「地頭御家人」(羽下徳彦・注⑨)所引論文(二一五頁)であったが故に果たした行動と考えられる。

ちなみに、たとえば注(24)所引・永仁六年八月「関東下知状写」には、「如雜掌申状者、……之由、雜掌訴申尋明可注進之旨、弘安十年九月十日賜御教書」(『六波羅探題宛の関東御教書』、進上六波羅、究訴陳畢。(中

略)」「云々とあって、(右の(イ)、(エ)ともども)当時の鎌倉幕府管轄

の裁判においても、「利益を得ようと望む」側の訴訟当事者(ないしはその代理人)が幕府方発給文書の運び手となるのが一般的であったと推察される。なお、「中世文書の当事者主義は、権利を保証する文書の保管、発給、伝達、執行までの行為すべてに貫かれてい」た、という論点そのものに関する研究史については、矢田俊文「戦国期幕府・守護の発給文書とその機能」(河音能平編『中世文書論の視座』東京堂出版、一九九六年)三二五―六頁を参照。

(57) 同日「六波羅施行状案」(『和歌山県史 中世史料』)「歓喜寺文書」九七号の口)。

(58) 前掲・史料G参照。

(59) 以上の人名比定のうち、「三毛六郎入道心浄」については今井林太郎・注(29)所引論文九五―六頁に、また「貴志次郎入道(信正)」については、注(51)所引・拙著第五章二七八頁・注(72)に、それぞれすでに指摘がある。

(60) 「富樫介入道定照」については、杉橋隆夫・注(2)所引紹介、塚本とも子「鎌倉時代簞屋制度の研究」(『ヒストリア』七六、一九七七年)などを、また、「俣野八郎入道(寂二)」・「関藏人(頼成)」については、森幸夫「六波羅探題職員ノート」(『三浦古文化』四二、一九八七年)、同「六波羅探題職員ノート・補遺」(『國學院雑誌』九一―八、一九九〇年)などを参照。

なお、注(5)所引・拙著第五章二七頁七―八行目において、関藏人II得宗被官カ、と解したのは失考である。右、森幸夫氏の考察に従い、本文のごとく訂正する。

(61) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年)。以下に引用する鎌倉幕府法の条文番号・本文は、すべて同書のそれらに拠る。

(62) 同「闕所」(『日本史大事典 第二巻』平凡社、一九九三年、初出は一九八四年)。

(63) 同請文の「案文」Ⅱ「高」之五、又統宝四一―七〇四に所載。

(64) 同月 日「淨智申状」(嘉元二年十月 日「金剛峯寺衆徒申状案」)「高」之六、又統宝七九―一四五五)などに引用)。

(65) 永仁二―四(一二九四―九六)年に「寺領 庄官可_二追放之由」を定めた「関東御事書」が独自に立法されたのか、はたまた、ここにみえる「関東御事書」とは、実は正応三(一二九〇)―九五)年に立法されたと推定される「関東平均御式目」——鎌倉幕府法・参考資料補九、同二九に所引。なお、同「式目」に関しては近藤成一・注(20)所引論文三二―二頁を参照——そのものに他ならなかったのか、については、必ずしも判然としない。今は、前掲・史料C中に見える「就_二合戦事_一 関東御教書 (宗家事ノ法名淨智)」に、当該「関東御事書」に密接に関連する内容が記されていた可能性が高いことなどを勘案して、一応前者の可能性が高いと判断しておきたい。

ちなみに、この「就_二合戦事_一 関東御教書」の「正文」を金剛峯寺が所持していたこと——この点については前掲・史料Cを参照——は、「阿豆河庄地頭職、称_二寺領一_一 円庄官、掠_二入御使_一」れた(史料A・②)主体、すなわち、(阿氏河庄地頭の断罪を目的とした)事前の訴訟提起者(ないしは「追放之刻」の使節の「掠入」れ者Ⅱ手引き者)が、同庄の本家円満院宮側ではなく、金剛峯寺側であった可能性の大きいことを示唆している。

また、建治三(一二七七)年十二月の段階で、阿氏河庄の領家寂楽寺(法印某)は、すでに同「莊の領有を放棄して高野山の知行に委ねよう」とする意図を持っていた(仲村研・注(13)所引論文九九―一〇〇頁)。このことは、「阿豆河庄地頭職、称_二寺領一_一 円庄

官、掠_二入御使_一」れた主体が寂楽寺であった可能性のほとんどないことを教示しよう。なお、河野通明氏は、当該・法印某を寂楽寺別当宰相法印任快に比定している(「阿氏河庄をめぐる寂楽寺と円満院——片仮名言上状成立背景の再検討——」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上、法蔵館、一九八八年)三〇〇頁)。

(66) 当該・丹後前司がはたして六波羅評定衆長井茂重であったかどうかについては、何ら確証がない。今は、「尊卑分脈」第四篇一〇一頁の長井「茂重」の箇所、「丹後守ノ六波羅評定衆」との記載があること、および佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九六〇年)一三二―一三〇頁に、「長井氏には丹後守になったものが多い」との指摘があること、の二点を参考にして、一応右のごとく推定しておく。

なお、長井氏については、この他に、小泉宜右「御家人長井氏について」(高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究)統群書類従完成会、一九七〇年)、ならびに森幸夫「六波羅評定衆考」(小川信先生古稀記念論集 日本中世政治社会の研究)統群書類従完成会、一九九一年)を参照。

(67) ちなみに、当該「関東御事書」が六波羅探題に通達されるより前に(あるいは、当該使節の紀伊国入部以前に)、伏見天皇側から「違勅論旨」が鎌倉幕府宛に発給されたかどうか、については不明。今は、それに類した(ないしは、そのような)幕府宛の授權(あるいは委任)があったと考えておく。

また、当該使節の紀伊国入部に際して、同国の守護代、国上使、地頭・御家人らが同行したかどうか、についても不明。けれども、(ア)元応元(一二一九)年に「悪党」追捕のために播磨国に派遣された使節——ちなみに、同使節は、探題被官、六波羅奉行人らから成っていた——の事例(鎌倉幕府法・参考資料補一四に所見)や、(イ)元亨四(一

(三二四) 年二月ごろに発布された「使節事」に関する法令(同・参考資料五一に所引)の内容、などを勘案するならば、当該使節の紀伊国入部に際して、同国の守護代、国上使、地頭・御家人らが同行することを命じられた可能性を考えることができよう。ただし、(前掲・史料C、ならびに史料A・前掲②のバラグラフから推察されるごとく)当該使節が帯していたと思われる「追放対象者リスト類」中に、紀伊国上使 \parallel 阿河莊地頭湯浅浄智の名が記されていた可能性のある点は、注意されるところである。

なお、以上の点については、注(61)所引・『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』四一三頁・補注一〇三、網野善彦「鎌倉幕府の海賊禁圧について——鎌倉末期の海上警護を中心に——」(同『悪党と海賊——日本中世の社会と政治』法政大学出版局、一九九五年、初出は一九七三年)、高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」(同『中世の都市と武士』吉川弘文館、一九九六年、初出は一九八九年)一三頁、そして近藤成一・注(20)所引論文などを参照。

(68) 注(20)所引・正応四年九月「衆徒訴状案」、注(29)所引・同月「僧法心訴状并具書案」、史料A・前掲④のバラグラフ・「三毛庄」の項など。

(69) この「……再『実検』のために同莊の莊堺まで赴いた」という点、そのものについては、下澤敦「鎌倉幕府法令から眺めた『悪党』並びに鎌倉幕府の『悪党』検断に関する諸問題」(『法制史研究』43、一九九四年)二二二―二三頁を参照。

(70) ちなみに、高橋修氏は、上山氏所蔵「湯浅氏系図」に依拠して、「貴志孫三郎」を信兼(信正の兄)の孫、兼宗に比定している(同・注(5)所引論文・三三頁)。ただし、「信兼の子(兼宗の父)、行兼(法名浄宗)」(同前「系図」参照)が、建武五(二三三八)年閏七月十日「足利将軍家御教書」(康永四(二三四五)年七月十七日「足利直義袖判下文」

(『和歌山県史 中世史料一』「御前家文書」二―三号)中にみえる人物であることを考えると、当該人名比定がはたして妥当かどうか、(ありえないことではないとしても)若干の疑問なしとしない。

(71) 注(24)所引・永仁六年八月「関東下知状写」、同七年三月「粉河寺衆徒連署定状」(『和歌山県史 中世史料二』「興国寺文書」一三三号(旧「粉河寺誓度院文書」))その他によれば、永仁五(二二九七)年七月十八日以前に、(おそらくは紀伊国栗栖莊の莊園領主粉河寺住侶、ならびに徳大寺公孝家側の訴えを受けた)鎌倉幕府方によって、同莊公文・刀禰(自称、同莊地頭・公文 \parallel 御家人)昌円法橋が、湯橋四郎入道願蓮との「合戦狼藉」の咎を事由として断罪され、その跡には地頭として六波羅奉行入・俣野八郎入道寂一が補任されたことが知られる。しかしながら、右の断罪が当該「高野合戦」の一環として行われたかどうかは、定かでない。

(72) 「高」之二、統宝六一―六五。

(73) 「御影堂陀羅尼田支配帳」。文明十五(二四八三)年五月「日」金剛峯寺年預檀寺役帳目録(「高」之三、統宝五五―四九二)にみえる「陀羅尼田本帳并支配帳」(参考『高』之八、又統宝一三七―一九三〇)、ないしはその「原形」が、これに該当するか。

(74) 「所被籠置御影堂没収田支配帳」とは、弘安八年十二月八日の「荒川莊為時・光綱没官田畠支配状」(「高」之二、統宝六一―五三・統宝七一―九二)を指すか。

(75) ちなみに、僧法心(源為時)は、前掲・史料Fにおいて、「(正応四年に金剛峯寺住侶等が)分領(僧法心の)所帯名田、結(同寺の)新加供僧云々」との非難を行っている。したがって、かかる心浄の正応四年の「庄官勸賞地」云々との主張、そのものが全くの虚偽であったとは(東山垣内甘歩が同「勸賞地」の一所に該当するかどうかは別として)必ずしもいいきれない。

(76) この諸衆の論断の内容については、注(74)所引・弘安八年十二月八日「没官田畠支配状」、および同日「御影堂陀羅尼田寄進置文」(『高』之二、続宝六一—一二)をもあわせて参照。

(77) ちなみに、注(72)所引・正和三年「評定置文」からは、つぎのようなことも窺われる。すなわち、

① 注(73)所引・年預櫃納置(?)帳簿(「御影堂陀羅尼田支配帳」、ならびに注(74)所引・御影堂納置文書(「没収田支配帳」)が、それぞれ「照合点検用の原簿」として機能していること。

② 金剛峯寺は、当該案件の真相の究明のために、心浄「所進之宛文」の控を寺庫から探し出して参照しようとは決してしていないこと——ただし、同寺が同「宛文」の控を作成・保管していたかどうかについては不明。また、心浄の訴えが文字通りの「奸訴」であった場合には、(同控がそもそも存在するはずがないのであるから)「探し出して参照しようとする」のは当然——。

その意味では、同「評定置文」は、(一)当該時期の同寺が、「寺家の構成員たちに対して既与権益を再保証しようとする文書・帳簿保管システム」をすでにある程度整備していたこと、(二)しかしながら同時期の同寺は、「同システム」を荘家の構成員たちの既与権益保護のためにも活用しようとは、もとより考えていなかったように思われること、等々のことが確認・推測できる好個の一史料でもあるということができよう。

(78) すでに佐藤和彦氏は、注(72)所引・正和三年「評定置文」を参照して、「この置文から荒川荘の悪党事件は、為時側の敗北に終わったものと推測してよいであろう」と記し(同・注(22)所引論文一五〇頁)、また本多隆成氏も、同様に、「これからすれば、悪党事件は為時(法心)の没落をもって終ったとおもわれる」と述べている(同・注(22)所引論文三五頁)。筆者は、(後にも述べるように)荒川荘の「悪党」事件

が為時側の一方的、な敗北に終わったとは考えていないが、同「置文」が為時の没落を示唆する史料であるとみる一点においては、両氏と見解を同じくするものである。

(79) 「七郎左衛門尉(盛氏)」が心浄の弟であったであろう点については、小山靖憲・注(4)所引叙述七六九頁を参照。

(80) 以下の実名比定等の考察にあたっては、とくに断りのないかぎり、は「高野山檢校帳」(『高』之七、又続宝九四—一六六)、ならびに「血脈中院」(『統真言宗全書』二五)を参照。

(81) 『紀伊統風土記』第四輯六八六頁をもあわせて参照。

(82) 弘安八年五月二日「僧長藝田地并下人去状」(『高』之三、続宝六七—七三九)。

(83) 注(76)所引・弘安八年十二月「寄進置文」をもあわせて参照。

(84) 正応三年八月七日「大法師良算・同賢澄連署請文」(『高』之七、又続宝八四—一五四)をもあわせて参照。

(85) (1)長延房と後掲・(6)如俊房の両名の仮名は、正応六年「最勝講論義配文」(『高』之八、又続宝一二六—一九〇〇)に、それぞれみえる。

(86) 徳治二年正月晦日「入寺道藝御影堂陀羅尼田寄進状」(『高』之一、続宝六一—二八)。

(87) 正和二年五月二十一日「僧長実御影堂陀羅尼田寄進状」(『高』之二、続宝三—二四)、元応二年五月 日「僧知心御影堂陀羅尼田寄進状」(『高』之二、続宝四—六三)。

(88) 勝忍房教算については、注(51)所引・拙著第一章八一—三頁の注(59)を参照されたい。なお、当該・拙著では書き漏らしたが、教算の死去は元応二(一一三三〇)年五月以前のことである(注(87)所引・「僧知心御影堂陀羅尼田寄進状」)。

(89) ただし、永仁(一一九三—九九)年間、高野山上では、史料上、少なくとも二つの重大事件が出来していたらしいことが窺われる。すな

わち、

(一) 永仁二(二二九四)年、時の金剛峯寺檢校・執行運乘院長任が、わずか「治山三ヶ月」で当該兩職を辞任しており(注(80)所引)。「高野山檢校帳」第七十八代檢校執行長任の項、背後に何か尋常ならざる事情があったことが推定されること。

(二) 同六(二二九八)年四月十八日、「高野山衆徒頼成・頼審以下八人并長満罪名事依当山重宝返納之忠、所有免除也」云々と記した「関東御教書」(「高」之一、宝四七―五三八)が六波羅兩探題宛に発給されており、同月以前に当該・金剛峯寺衆徒九名が、鎌倉幕府の検断沙汰の対象になるような何らかの事件を引き起こしていたことが推察されること。

けれども、(一)について、①「東寺長者補任(広本)」(「統々群書類従」第二)巻第三・永仁二年条の大僧正禪助の項、②前掲「高野山檢校帳」第八十一代檢校執行長任の項、そして③「高野春秋編年輯録」(「大日本仏教全書」)巻第九の同二年三月日、同年秋七月八日兩条などを参照するならば、長任の永仁二年三月の兩職辞任は東寺一長者禪助の恣意的な「改易」によるものであったようである。右の①、②によれば、同年七月日に禪助は「依高野訴訟」って、「辞寺務」し、他方、同六年九月一日に長任は「依衆徒之命」って「還補檢校職」されていることがわかる。

また、(二)について、④「二季最勝講所談注文」(「高」之八、又統宝一二六一―一九〇)永仁三、四兩年条、⑤前掲「東寺長者補任(広本)」巻第三・永仁五年条、⑥同五年五月十八日「日輪寺重宝渡物日記」(「高」之二、統宝一〇―二四三)、そして⑦同六年四月二十七日「六波羅奉行入奉書案(探題被官・渋谷左衛門尉宛)」(「高」之一、宝四七―五四〇)などを参照するならば、「高野山衆徒頼成・頼審以下八人并長満」の罪科は、永仁三(二二九五)年同五(二二九七)年正月ごろの

金剛峯寺衆徒(惣寺カ)―同寺子院・日輪寺衆徒間の確執に關連したものであったようである。右の⑤には、「正月廿四日、高野日輪寺法印良阿(良和カ)、打入御影堂、飛行三古(鉦)以下重宝等取之。御影引破之云々」とあって、(永仁三年)ころから生起していた金剛峯寺惣寺方―同寺子院・日輪寺方間の確執が、永仁五年正月ごろ、頂点に達し、その結果、同月二十四日の良和、頼成以下の御影堂「打入」り事件が「刑事事件」として、おそらくは惣寺方から、鎌倉幕府に訴え出られたであろうことが推定される。同事件は、大伝法院方の根柢の地への一斉退去後に生じた、金剛峯寺衆徒内部の新たな矛盾の一つの噴出であったとみられる。日輪寺は、たとえば文明五(一四七三)年の「高野山諸院家日記」(「統真言宗全書」四一)西院(「西院谷」(壘道南北)の項に、「日輪寺(後慶アサリ建立)」とある子院であり、良和は、弘安九(一二八六)年八月日の「於院僧者至慈尊之出世、不可許帰住」ることなどを定めた「金剛峯寺衆徒契状」(「高」之三、統宝五二―四八一)に、阿闍梨位第六三隔として、その名のみえる僧侶である。また彼は、『釈論十二鈔』の著者として、当時、著名な学匠であった(長寛『釈論十二鈔私記』・宝永三年板本・跋文(「真言宗全書」七、一四三―四頁))。

なお、前掲・史料I・傍線部には、「長床申趣者、両方大衆霍(確)執之時、日輪寺衆徒向長床、有阿党故也云々。此条以衆徒之阿党、不可懸于氏女々々全不令存知也」とあり、かつ、乾元二年二月日の「石走村公文藤原氏女重訴状」(「高」之七、又統宝八七―一六二四)には、「於兩方衆徒御霍(確)執者、氏女不相繕上、或根本、或与力、皆以安堵。何限氏女可漏御裁許哉。以衆徒之阿党、懸申不知子細之氏女条、殆無雜貽(怠カ)之所

見歎」とあって、この惣寺一日輪寺間の確執が、長床衆や膝下莊園莊官層らをも巻き込んだものであったであろうことが推察される。

以上、多くの紙数を費やしたが、これを要するに、(一)は、あくまでも東寺一長者(「金剛峯寺座主」)同寺衆徒間の寺内紛争であり、また(二)は、永仁五年正月二十四日以降、同六年四月十八日以前に鎌倉幕府に訴え出られたと推定される「刑事事件」であつて、ともに当該「高野合戦」の対象となつた案件とは無関係であつたことが明らかである。

ちなみに、右の⑦などにその名がみえる(相違房)頼頼は、正応四年当時、「伝法院之田地没収之沙汰人」であつた。彼は、このころ、金剛峯寺領(大伝法院領を除く)膝下諸莊園内に存在する「伝法院之田地」没収の統括者として、膝下各莊の公文所から「……之田地、為「伝法院」由之注文」を受け取るなどの活動を行つたのである(以上、(同年?)十二月 日「円聖房・善位房訴訟具書」(『高』之五、又統宝四一七二五)。なお、注(25)所引・同五年三月「僧隆藝文書注文」には、「伝法院上田注文七通」と記されている)。

また、「贈僧正有範発心求法縁起」(『大日本史料』第六編之十六、六二五〜四三頁所載)は、永仁二年の高野山上の様子を、「彼御山、折節本寺・別所確執事有、合戦砌ナレバ、諸院家之談議等更無。皆々閉門シタル跡有ケル間」云々と記しており(同六二七頁)、(本寺・別所確執)の実態は不明ではあるものの、永仁年間の高野山上の騒然とした様子の一端が看取される。

(90) 同月十三日「権少僧都成印書状」(『高』之一、宝四七―五四五)、「同札紙書」(『高』之一、宝二二―一六五)。

(91) 注(34)所引・同月「僧法心重申状案」。

(92) 鎌倉幕府法・追加法六八条・本文冒頭にも明言されているとおり、「西国御家人は所領安堵の関東下文をもたないのがむしろ一般的であつた」(佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(同『日本中世史論

集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九五五年)九九頁。かかる一般の西国御家人と「帯関東代々御下文」びる西国御家人(なしいは地頭・御家人)との間に、幕府法の実際的な適用上、いかなる差異があつたのか(あるいはなかったのか)、については、今後、さらなる考究が必要である。

(93) この点については、下澤敦・注(69)所引論文二二七―二二頁をもあわせて参看。

(94) 近藤成一・注(20)所引論文三五頁。

(95) 「六波羅探題と西国守護——(両使)をめぐって——」(『日本史研究』二六八、一九八四年)、「鎌倉末々南北朝期の守護と国人——六波羅—両使制—再論——」(『ヒストリア』一三三、一九九一年)、「使節遵行と在地社会」(『歴史学研究』六九〇、一九九六年)など。

(96) 代表的な専論として、網野善彦、高橋慎一郎・注(67)所引論文などを挙げるにすぎない。

また、たとえば新田一郎「検断沙汰の成立と検断システムの再編成」(西川洋一他編『罪と罰の法文化史』東京大学出版会、一九九五年)においては、鎌倉時代の、①「一次的検断システム」(「職の体系」の上に構成された個々の局所的な検断システム)、②「二次的検断システム」(「一次的検断システム」を外部から補完する守護検断のシステム)、そして③「六波羅(両使)制」(「二次的検断システムとしての」守護検断「の機能を、……現地周辺の有力者によって補完せしめるシステム」)の三者については的確に位置付けられているが、④「六波羅(両使)制」をさらに補完する「探題被官・在京人らの畿内近国検断活動」等については、その評価が、同氏の論理中から、すっぱりと抜け落ちている。

筆者は、同氏の、

鎌倉時代末期の「沙汰」を経た個別的授權による社会的認知の

調達を必要とした段階から、南北朝期→室町時代の「制度化された職権としての社会的認知が成立した段階へと、守護検断のシステムが漸次成熟していったことが窺われる」。

との指摘（同前論文八四頁）は、大筋としては、そのとおりであると考えられるが、この「守護検断のシステムが漸次成熟していった」ことの要因として、（同氏の指摘する）室町幕府の守護職権拡大政策」といつたフアクター以外に、それとちょうど表裏の関係をなすところの）

室町幕府は、鎌倉幕府が最後まで懸命に試みた「探題被官・在京人らの畿内近国検断活動的な活動を、半ば意識的にサボタージュした（ないしは、敢えて放擲した）。

というフアクターをも付け加えるべきではないか、すなわち、室町幕府のかかる「半ば意識的なサボタージュ」が、かえって、「守護領国制」の進展を促進した（さらにいえば、鎌倉時代中、末期以来の「悪党」訴訟をも激減させた）、という側面もあるのではないかと思量している。（以上の点については、別の機会に詳述したく考えている）。

〔97〕 注(51)所引・拙著序論一二頁。

〔追記一〕 前稿(一)二三頁八〜九行目の記述を、本稿(二)での考察に従って、つぎのごとく書き改める。

永仁年間に、紀伊国小倉・三毛・調月・荒川・真国・阿氏河等の各荘に、六波羅探題から評定衆・奉行人・在京人（善屋守護人）らから成る使節が派遣され、同使節等によって当該地域に巣くう「悪党」（ないしは「悪行人」）たちが次々に「追放」された、

〔追記二〕 前稿(一)三三頁・注(8)の「正鶴を得た」の五字の上に、「おおむね」という四字を書き加える。

〔追記三〕 前稿(一)三四頁・注(25)・下段二五行目の「……基づいていゝ」のあとに、つぎの文章を付加する。

また、鎌倉幕府法・追加法六八条に、「……但（西国御家人が）為本所現奇怪、蒙其咎者、可謂勿論、然者、（西国御家人からの）訴訟出来之時、各触申本所、可被注申罪科之有無於関東者也」云々とある点も、あわせて参照。

〔追記四〕 一九九七年三月の紀州中世史研究会（仮称）において、海津一朗氏から、「丹生文書」（東大影写本）中に、つぎのような案文がある旨の御教示を得た。

異国降伏御祈事。参詣丹生社、可令致祈精候。依仰執達如件。

永仁二年四月廿日

（北条宣時）
陸奥守 判
（北条貞時）
相模守 判

中納言（能海）御房

「鎌倉殿奉行衆下文」

追仰

今度紀州御合戦御祈禱事。別而可抽精誠旨、同仰所也。

右の御教書と追而書とが接続し、かつ追而書にみえる「紀州御合戦」が当該「高野合戦」を指すとすれば、同「合戦」は、鎌倉幕府方によって行われた「公戦」で、その決行時期は永仁二年四月二十日以後であったことが確認される。（以上、海津氏の御厚意に深謝する。）

なお、それならば、「何故に阿氏河荘地頭某がこの「公戦」を「高野（こうや）合戦」と呼んだのか」があらためて問題となるが、今は、その主要な対象地域が、荒川、名手、真国各荘等の金剛峯寺領膝下諸荘園群であったが故に、と考えておきたい。

（一九九七年十月、原稿作成）
〈キーワード〉「高野合戦」、六波羅探題、「悪党」